

令和6年11月5日

大阪府議会議長 中谷恭典様

提出者

大阪府議会議員 河崎大樹 肥後洋一朗  
しかた松男

賛成者

大阪府議会議員 中川誠太 角谷庄一  
くすのき好美 奥村ユキエ  
前田将臣 広野瑞穂  
紀田馨 中野剛  
須田旭

### 第3号意見書案

#### 動物虐待や生活環境被害発生時への対応強化に関する意見書

動物虐待に関しては、令和元年6月、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動愛法」という。）の改正において、罰則の強化等がされたにもかかわらず、全国的に動物取扱業者による動物虐待事案が後を絶たない。大阪府においても、令和5年2月に、動物取扱業者が動物虐待の疑いで逮捕され、多頭飼育されていた犬の健康と安全を緊急に確保する必要に迫られた事案が発生したところである。

現在の動愛法では、適切に飼養管理していない所有者に対して、事態を改善させるための勧告・命令・立入検査や罰則の規定はあるものの、所有権や財産権等の制約が伴うため、所有者が同意しない限り、動物を保護するためには所有権放棄を働きかけるしかない。

また、立入調査時に悪臭や不快を感じた場合でも、臭気や温度・湿度等の環境要因にかかる動物の健康を損なう客観的な指標がないため、指導には限界がある。

さらに、法違反疑いの動物取扱業者への業務停止や登録取り消しまでには一定期間を要しており、不適切な事業者へのより厳格な対処が求められている。

よって、国においては、動物虐待や生活環境被害発生時への対応を強化するため、下記の内容について強く求める。

#### 記

- 1 飼い主が動物虐待疑いで逮捕される等、動物の所有者としての義務を果たさない事実を司法機関が一定認めた場合には、行政が緊急保護できるよう、所有者の権利を制限する必要な法・制度を整備するとともに、所要の財政支援を行うこと。
- 2 虐待のおそれや周辺住民への生活環境被害がある場合は、行政が立入調査を円滑に実施できるようにするため、警察官の援助が得られるよう法整備を行うこと。
- 3 臭気・温度・湿度等の環境要因が犬猫へ与える影響についての調査研究を行い、具体的な環境基準を設定するとともに、環境基準に違反した動物取扱業者に対し、業務停止処分を科す法整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年11月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣  
財務大臣  
環境大臣  
内閣官房長官  
国家公安委員会委員長

} 各あて

大阪府議会議長  
中谷 恭典

## 第4号意見書案

### 再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書

近年、再審事件の動向に関する報道などにより、再審やえん罪被害に対する社会の関心が高まり、日本弁護士会連合会などからも再審法の問題点が指摘されている。これまで我が国では、憲法に多数の刑事手続関連条項を設け、刑事訴訟法等の法律を充実させることで、えん罪の発生を防止してきた。しかしながら、ときに誤判が生じるおそれは払拭できない。現在、誤判により生じたえん罪に苦しむ者やその家族が救済を待ち望んでおり、速やかな再審法改正が求められている。

2014年（平成26年）に静岡地方裁判所で再審開始決定がなされた袴田事件では、検察官の抗告によって再審開始決定からその確定まで9年が経過している。検察官の不服申し立てによって、再審請求審が長期化する事例は多々あり、とりわけ袴田事件についていえば、すでに高齢となった袴田氏の状況を考えると、審理の長期化は深刻な人権侵害というべきである。誤判により有罪判決を受けたえん罪被害者を救済する再審制度については、刑事訴訟法（第4編再審、以下「再審法」という。）に規定が設けられているが、再審が認められることは稀であり、えん罪被害者の救済は容易には進んでいない。

その要因として、刑事訴訟法の再審に関する規定がわずか19条しか存在しないという制度上の問題があり、再審請求手続に関する詳細な規定が存在しないために、個々の裁判体の裁量があまりにも大きいことが指摘されている。その中でも、特に重要な課題として、再審請求手続において証拠開示規定が存在しないこと、再審開始決定に対する検察官の不服申し立てにより審理が極めて長期化していること、再審請求手続における手続規定が整備されておらず、請求人の手続保障が十分になされていないことの3点がある。

このうち、再審請求手続における証拠開示については、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）の制定過程において、再審請求手続における証拠開示の問題点が指摘され、同法附則第9条第3項において、政府は同法の公布後、必要に応じて速やかに再審請求手続における証拠の開示等について検討するものと規定されているにもかかわらず、今なお制度化は実現していない。また、再審開始決定に対する検察官の不服申し立てについては、不服申し立てによって、更に審理が長期化し、えん罪被害者の救済が遅延することが指摘されている。そして、再審請求手続における手続規定に関しては、再審法に規定が少なく、とりわけ審理の在り方については、裁判所の広汎な裁量に委ねられている。そのため、裁判所の訴訟指揮により大きな差が生じうるため、再審請求手続における手続規定を整備する必要があるとの意見もある。

ついては、国におかれては、えん罪被害者を迅速に救済するため、再審法改正に向けた議論を速やかに行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年11月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣  
内閣官房長官

} 各あて

大阪府議会議長  
中谷 恭典

## 第5号意見書案

### 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書

高齢化社会が進んでいる現在、高齢者の運転による交通事故が社会問題となっている。2023(令和5)年の高齢ドライバーによる交通事故発生件数は4,819件、事故全体に占める高齢運転者の事故割合は15.4%となっており、2019(令和元)年の18.1%からは減少しているものの、依然として多発している状況である。

75歳以上・80歳以上の運転免許保有者数の推移をみると、2019年の75歳以上・80歳以上の免許保有者数(75歳以上583万人・80歳以上229万人)は、2009年の数値(75歳以上324万人・80歳以上119万人)と比較して、75歳以上は約1.8倍、80歳以上は約1.9倍となっており、今後ますます高齢ドライバーが増えていくと想定される。

地方公共団体では、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下により運転に不安を感じている高齢運転者や、交通事故を心配する家族等周辺の方々から相談を寄せられていた等の経緯から、運転免許の自主返納の取組みが進められる中で、免許返納後の移動の足の確保が大きな課題となっている。政府では、高齢運転者による交通死亡事故の深刻な社会問題化を背景に、免許返納者への公共交通割引施策を新規で実施する地方公共団体への支援を検討しているが、公共交通の空白地域には課題が残る。

よって、政府に対して、すべての地方公共団体が高齢運転者の免許返納を安心して推進することができるよう、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備に向け、十分な予算措置や自動運転車両の利活用への環境整備等、下記の事項について特段の取り組みを求める。

### 記

- 1 高齢者の免許返納の促進に伴う自動運転移動サービスの導入において、過疎地域を包含する地方公共団体に寄り添う形で、国の相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。
- 2 自動運転技術の開発があらゆるメーカーで進められている中で、自動運転システムが主体となって車の操縦・制御等を行うレベル4以上の車両の開発促進とともに、遠隔操作システムの導入を含めた行政における利活用の仕組みの検討など、自動運転車両の実用化に向けた環境整備を加速すること。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

令和6年11月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
内閣官房長官

} 各あて

大阪府議会議長  
中谷 恭典

## 第6号意見書案

### 慢性閉塞性肺疾患(COPD)の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書

慢性閉塞性肺疾患(COPD)は、主としてたばこの煙やPM<sub>2.5</sub>などの有害物質を長期に吸入暴露することで生じた肺の慢性疾患であり、症状としては咳、痰、息切れを特徴とする。現在、COPDは、「健康日本21」において、がん、循環器疾患、糖尿病と並び、対策を必要とする主要な生活習慣病に位置付けられている。COPDでは、肺胞が破壊されることにより、酸素の取り込みや二酸化炭素を排出する機能が低下する。ここで一度破壊されてしまった肺(気管支や肺胞)は、治療によって元に戻らないため、重症化する前段階で治療を開始することで進行を遅らせたり、急激に状態が悪化することを予防したりすることが大切になる。また、COPDが進行し、息切れや症状悪化により身体活動性が低下することで、フレイル(健康な状態と要介護状態の中間段階)に移行し、要介護や寝たきりの可能性が増大するとも言われており、今後、介護費用の増大につながる可能性も示唆されている。

さらに、COPDは循環器疾患(狭心症等の心血管疾患、脳血管疾患)、がんなど、他の慢性疾患との関連性も注目されている。日本COPD疫学研究(NICE study)の調査によれば、国内のCOPD患者は推定530万人とされているが、厚生労働省等のデータからは実際に治療を受けているのは約36万2000人ととどまっており、約500万人が未診断であると考えられる中、COPDの早期診断・早期治療への取組みの強化が必要である。

そこで、政府に対して、高齢化が進行する我が国において、国民におけるCOPDの認知度を高めると同時に、潜在的なCOPD患者の早期診断と早期治療への取組みを強化し、その重症化予防対策を適切に進めるために、以下の事項について特段の対応を求める。

#### 記

##### 1 地域におけるCOPDの検査体制の強化

- ・地域の医療機関への、COPDを診断するスパイロメーターの配備を支援すると同時に、臨床検査技師・保健師等により正確な計測を可能にする研修の実施やガイドラインの周知徹底。
- ・画像検査(胸部X線や胸部CT検査)とプログラム医療機器を用いた肺の炎症状態を定量的に測定する検査法の開発と普及。

##### 2 受診勧奨対策及び重症化予防対策の推進

- ・地方自治体における受診勧奨対策に対しての財政支援や保険者努力支援制度等、COPDの重症化や増悪を抑えるための取組み推進へのインセンティブ制度の導入。
- ・COPDの重症化や増悪を抑えるため、インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンの接種が積極的に活用されるよう検討を進めること。
- ・COPD関連の厚労科研費等の研究資金の確保など、COPDの重症化や増悪を抑える新規治療薬開発のサポート体制の強化。

##### 3 COPDに対する認知度並びにヘルスリテラシーの向上

- ・COPDに対する情報や知識の普及啓発について、かかりつけ医等の正しく豊富な知識・経験に基づく適切な指導の展開や、学校教育から企業団体の保健指導など、幅広い年齢層に対する教育や研修の推進。
- ・COPDの症状などを紹介するチラシやCOPDのリスクが分かるチェックシー

ト（COPD集団スクリーニング質問票など）の作成と配布等、COPDの認知度向上及び死亡率低下への自治体の活動に対する財政支援。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年11月 日

衆議院議長	}	各あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
内閣官房長官		

大阪府議会議長  
中谷 恭典

## 第7号意見書案

### 外国資本等による土地の取得及び利用を制限するための法整備を求める意見書

近年、全国各地において、外国資本等により、リゾート地や温泉施設、水源地域の森林等、土地の買収が進んでいる。今後も、世界の水需給のひっ迫、森林の二酸化炭素吸収能力に係る価値の上昇などから、外国資本等による我が国の森林等土地の買収は、一層拡大することが予想される。

令和4年、重要土地等調査法が施行されたが、この法律の対象は重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等に限定されており、今後も外国法人等による取得、利用が我が国の主権を脅かすおそれもあり、安全保障上も重大な問題に発展しかねない。

日本は、世界貿易機関のサービスの貿易に関する一般協定（GATS）を批准しているため、国内外において差別的な取扱いとなる立法を行うことは原則的に認められていないが、一方、GATS 締約国においても、安全保障上の観点から、外国法人等に対する土地の取得及び利用を制限する権利を留保することや例外規定を援用することにより、自国の国内法で外国法人等の土地取得の制限を可能にしている国もある。

よって、大阪府議会は、国に対し、国益を損ねると判断されるような外国資本等による土地所有、利用を規制し、適切な管理体制を構築するための法整備を早期に図るよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年11月 日

衆議院議長	}	各あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
法務大臣		
外務大臣		
農林水産大臣		
国土交通大臣		
防衛大臣		
内閣官房長官		

大阪府議会議長  
中谷 恭典